

サービス契約約款

本サービスお申込み企業（以下「甲」という。）及び株式会社日立ソリューションズ（以下「乙」という。）は、株式会社日立システムズ（以下「丙」という。）が提供する法人向けオンラインショップ「オープンクラウドマーケットプレイス」（以下「本サイト」という。）において、乙が提供する「サイバー攻撃分析サービス 脅威判定」を甲が利用する上で、以下の「基本契約条項」、「秘密保持に関する契約条項」、「サービス利用契約条項」、「ServiceLevelObjective(SLO)」及び「サービス仕様書」（以下総称して「本契約」という。）のとおり合意します。

本契約は、本サイトの「約款確認」画面において、甲が「同意する」と表示されたボタンをクリックすることにより、内容に合意されたものとみなします。

甲は、本サービスを利用する前提として、丙が定めるオープンクラウドマーケットプレイス利用規約（以下「原規約」という。）に定める会員としての地位を有しなければならないものとします。従って、甲が会員としての地位を有しない場合には、本契約は効力が生じないものとし、会員としての地位を失った場合には本契約は同時に終了するものとします。

基本契約条項

第1条（定義）

本契約において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

- (1) 本サービス : 乙が甲に対し提供する「サイバー攻撃分析サービス 脅威判定」
- (2) 利用申込書 : 甲が利用する本サービス内容の明細を指定した個別申込書
- (3) サービス仕様書 : サービス仕様を定めた書面

第2条（目的）

本契約は、本サービスを甲が利用する上で基本となる契約条件を定めたものであり、本サービスを甲が利用する上での個別の契約条件は、次条の手續、利用申込書等の定めに従うものとします。

第3条（甲が利用するサービス商品の確定手續）

甲及び乙は、本契約の履行に際し、甲が利用するサービス商品の種類、期間、料金その他の条件を、次の各号所定の手續により、定めるものとします。

- (1) 甲は、本サイトの所定の画面において、本サービスのうち利用を希望する個別サービスのサービス商品の申込みに必要な事項を入力し、乙に送信するものとする。
- (2) 前号に基づき、甲が入力した情報を乙が受信した場合には、乙は、甲に対し、前号の申込みを受け付けた旨を電子メールにより送信する。

- (3) 乙は、第1号の申込み内容を確認し、乙所定の手続が完了した場合には、甲に対し、申込みを承諾した旨を電子メールにより送信する。当該承諾の電子メールを乙が送信した時点で、第1号に基づき甲が申込んだサービス商品の利用が確定したものとする。
- (4) 前号の承諾の電子メールが一定時間内に届かない場合、甲は、乙に対し、第1号に基づく甲の申込みを乙が承諾したか否かの問い合わせを行うものとする。

第4条（本サービス提供における甲の役割）

甲は、本契約において以下の役割を遂行するものとします。

- (1) 甲は、本契約に基づいて本サービスを利用するために行うすべての行為及びその結果について一切の責任を負うこと。
- (2) 利用申込書を作成の上、乙に提出すること。
- (3) 本サービスを甲の自組織内で、脅威判定の用途に使用すること。
- (4) 本契約の内容を利用者に遵守させること。
- (5) 甲は、本契約に定める義務を履行することにより、乙が甲の営業、事業又は経営上の安定性・真实性を保証したものではなく、かつ、危険を引受けたものでもないことに同意すること。

第5条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日からすべての対象サービスの提供期間が終了するときまでとします。

第6条（本契約の終了）

1. 甲及び乙は、相手方に対して2か月前までに通知することにより、本契約を終了させることができるものとします。なお、本契約が終了した場合といえども、当事者間に未履行の支払債務がある場合には、甲及び乙は本契約の定めに従い当該支払債務を履行するものとします。ただし、第8条（暴力団等の排除）による本契約の終了の場合には、この限りではありません。
2. 甲が原規約に定める会員としての地位を失った場合には、本契約は同時に終了するものとします。

第7条（過怠約款）

乙が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、甲は、乙に通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。また、甲が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、甲は、当然乙に対する全債務（手形債務を含みます。）の期限の利益を喪失し、乙は、何らの催告を要しないで本契約の全部若しくは一部を解除することができ、又は解除することなく一時に債務残額全部の履行を甲に求め、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 相手方又は第三者に振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (2) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等の申立てを受けたとき。
- (3) 自ら破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始等の申立てをしたとき又は清算に入ったとき。
- (4) 支払を停止したとき。

- (5) 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。
- (6) 相手方若しくは第三者に債務の履行猶予の申出を行い、又は債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき。
- (7) 自己の責めに帰すべき事由により本契約の各条項に違反し、他の当事者が相当な期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき。

第8条（暴力団等の排除）

1. 甲及び乙は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又は確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していること。
 - (3) 代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
 - (4) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。
 - (6) 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (7) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
 - (8) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
 - (9) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、他の当事者の信用を毀損し、又は他の当事者の業務を妨害する行為を行うこと。
2. 甲及び乙は、自己が本契約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者を介して用いる者を含み、以下総称して「履行補助者」という。）が前項各号のいずれかに該当した場合、本契約の履行に係る当該履行補助者との契約の解除その他の必要な措置を講じることを確約します。
3. 甲及び乙が前2項の表明又は確約のいずれかに反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、本契約の全部又は一部を解除することができ、解除により生じた損害の賠償を違反者に請求できるものとします。また、係る解除により違反者に生じた損害について、他の当事者は賠償義務を負わないものとします。

第9条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約により生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第10条（定めのない事項）

1. 甲及び乙は、本契約の解釈に疑義のある場合又は本契約に定めなき事項については、乙から提出し

た見積書・提案書・電子メール・前提条件・プレゼンテーション資料・議事録・本サービスメニュー等、各種ドキュメントに記載された内容を最大限参考にすることとします。

2. 前項に基づいてもなお本契約の解釈に疑義のある場合又は本契約に定めのない事項については、別途両者による協議により定めるものとします。

第11条（不可抗力による契約解除）

天災地変その他不可抗力により乙が本契約に基づく債務を履行できないときは、乙は、甲に申し出て、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合においても、甲及び乙は相手方に対して何等の請求をしないものとします。ただし、当事者間に既に発生している未履行の支払債務がある場合には、甲及び乙は本契約の定めに従い当該支払債務を履行するものとします。

第12条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならないものとします。

第13条（第三者への委託）

1. 乙は、本サービス遂行の必要に応じ、本サービス遂行の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。
2. 前項の定めに従い第三者に本サービスの遂行を委託する場合には、乙は、本契約に定める秘密保持に関する義務と同等の義務を当該第三者に課すものとします。

第14条（法令等の遵守）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、法令等の定めを遵守するものとします。

第15条（存続条項）

本契約が終了した場合においても、本契約条項の第6条（本契約の終了）、第8条（暴力団等の排除）、第9条（管轄裁判所）、第11条（不可抗力による契約解除）、第12条（権利義務譲渡の禁止）及び本条の定めは、有効に存続するものとします。

秘密保持に関する契約条項

第1条（資料等）

1. 甲は、本サービスを遂行するに当たり乙が必要と認め要求した仕様書、図面、資料、接続仕様その他の技術上の情報（以下「資料等」という。）を甲の負担と責任において乙に提供します。
2. 乙は、前項の資料等を、本サービスを遂行する目的にのみ使用するとともに、乙の同種の情報に対すると同等の注意をもって保持しなければなりません。

3. 甲は、本条第1項の規定に従い乙に提供する資料等が第三者のいかなる権利も侵害していないことを保証します。
4. 本契約に基づき甲から乙に提供された資料等の正確性、有用性等について、乙は、確認、検証の義務その他何らの責任を負いません。

第2条（秘密情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、次項に定める方法で、相手方から秘密と指定して開示された情報（以下「秘密情報」という。）を、次の各号の定めに従い取り扱います。
 - (1) 秘密に保持するものとし、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく第三者（乙の再委託先を除きます。）に開示しないこと。
 - (2) 本契約の目的の範囲内でのみ使用、複製及び改変すること。
 - (3) 本契約の終了後速やかに相手方に返却又は自らの責任で消去すること（秘密情報の複製物及び改変物も同様とします。）。
2. 甲及び乙は、前項に定める秘密情報としての取扱いを要する情報を相手方に開示する場合、次の各号に定める方法でこれを行います。
 - (1) 文書で提供する場合、その文書上に「Confidential」等秘密である旨を表示して相手方に提供すること。
 - (2) 記録媒体で提供する場合、当該記録媒体の表面上に前号の表示を付すとともに、当該記録媒体に電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいいます。以下同様とします。）により前号の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により前号の表示を記録し、相手方に提供すること。
 - (3) 口頭で開示する場合、開示の際、当該情報が秘密情報としての取扱いを要するものである旨を相手方に告げ、当該口頭による開示後14日以内に、前2号に定めるいずれかの方法により相手方に提供すること。
3. 本条第1項の定めは、次の各号のいずれかに該当する情報には適用されません。
 - (1) 相手方から開示される前に既に受領当事者が保有していた情報
 - (2) 相手方から開示された秘密情報によることなく、受領当事者が独自に開発した情報
 - (3) 公知の情報
 - (4) 受領当事者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本条の定めにかかわらず、甲及び乙は、政府機関、裁判所等（以下「公的機関等」という。）から法令に基づき開示を要求は、当該開示要求があったことを法令の許容する範囲内において速やかに開示者に通知し、開示者が必要な措置を施す機会を与えます。

第3条（存続条項）

1. 本契約が終了した場合においても、本契約条項第1条（資料等）第3項及び第4項の定めは、有効に存続するものとします。
2. 本契約条項第2条（秘密情報の取扱い）に定める甲及び乙の秘密保持義務は、本契約の終了後も3年間有効に存続するものとします。

サービス利用契約条項

第1条（提供するサービスの内容・仕様）

乙は、サービス仕様書及び Service Level Objective（以下「SL0」という。）において規定したサービスのうち、基本契約条項第3条の方法及び利用申込書において甲が指定したサービス（以下「対象サービス」という。）を、甲に対し提供するものとします。

第2条（確認テスト）

乙は、環境設定等の完了後速やかに、甲に提供する対象サービスが正常に稼働し、乙による運用・管理ができるか否かを検証するための確認テスト（以下「確認テスト」という。）を必要に応じて行うものとします。

第3条（サービス開始の確認）

1. 甲及び乙は、前条の諸作業が終了し、対象サービスを開始するに適した状況に達したと判断した場合には、所定の手段によりその旨を確認し、乙は、対象サービス提供開始日より甲に対する対象サービスの提供を開始するものとします。
2. 甲は、前項における対象サービス開始前に、実際に対象サービスを利用する者に対し、本契約の内容を確認させ、遵守させるものとします。

第4条（利用料金及び支払方法）

対象サービスの提供を受ける対価並びに消費税及び地方消費税（以下「サービス料金」という。）は、原規約に基づき、丙又は丙指定の者に支払うものとします。

第5条（禁止事項）

1. 甲は、対象サービスを利用するに当たって、次の各号の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 他者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 他者の財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (3) 他者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺罪等の刑事犯罪に関連する行為又はそのおそれのある行為
 - (5) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待に当たり若しくは公序良俗に反する画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (6) 無限連鎖講を開設し、又は加入を勧誘する行為
 - (7) 対象サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (8) 他者になりすまして対象サービスを利用する行為
 - (9) ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為
 - (10) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為又は他者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（迷惑通信）を送信する行為
 - (11) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

- (12) 利用申込書等の提出書類に虚偽の事実を記載する行為
 - (13) 対象サービスを甲の自組織内で、被害分析の用途以外に使用する行為
 - (14) 対象サービスを利用して入手したファイルを営利目的で配信して使用する行為
 - (15) 対象サービス以外の他システムと連携して対象サービスを利用して入手したファイルを配信する行為
 - (16) サービス仕様書等に定めるサービス利用に係る条件、動作環境、操作説明に反する行為
 - (17) 法令、条例等に違反する行為若しくは公序良俗に反する行為（売春、暴力、残虐行為等）
 - (18) 前各号の趣旨に照らし、乙が不相当と判断した行為
2. 乙は、前項各号に定める甲の行為に対して違法又は有害な情報の発信を中止するよう要求できるものとし、甲がこれに応じない場合には、対象サービスの利用を停止することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実発生していること、その蓋然性が高いこと等乙が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の要求なしに一時的に利用停止の措置を講じることができるものとします。
3. 乙は、前項の場合、甲と事前に協議した上で違法・有害な情報の全部又は一部を削除することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実発生していること、その蓋然性が高いこと等、乙が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の協議なく情報の削除を行うことができるものとします。
4. 乙は、対象サービスが不正に利用された旨の通知を甲から受けた場合は、甲と協議の上、対象サービスの停止などの必要な措置を講じるものとします。
5. 前3項の場合、甲に損害が発生しても乙は何らの責任も負担しないものとします。
6. 第1項の規定は、乙に第1項各号のいずれかに該当するかを判断する義務及び当該判断に基づきデータの削除を行う義務を課すものではないものとします。

第6条（一時停止）

1. 乙は、次の各号の場合には対象サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとします。
- (1) 天災・事変等の非常事態によりサービスの提供が不能となったとき。
 - (2) データセンターの保守・工事その他やむを得ない事由があるとき。
 - (3) 本契約条項第8条の規定により停止するとき。
 - (4) 電気通信事業者が電気通信業務を中断・中止したとき。
 - (5) 甲及び乙が別途合意した事由に基づくとき。
2. 前項の場合には、乙は、その事由の発生後直ちに対象サービスが停止される時期及びその期間を甲に対し事前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない事由の場合は、対象サービスの停止後相当期間内の通知をもって足りるものとします。

第7条（通信利用の制限）

乙は、電気通信事業法第8条に基づき、天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために

必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、対象サービスの提供を中止する措置をとることができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとします。ただし、事前又は事後に甲に対し中止の理由等甲の求める事項を説明するものとします。

第8条（サービス提供の停止）

1. 乙は、甲につき次の各号の事由が生じたときは、対象サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 甲が本契約条項第4条の利用料金の支払いを遅滞し、乙又は丙（丙指定の者も含むものとします。）の催告にかかわらず延滞が解消されないとき。
 - (2) 前号のほか、甲が本契約の各条項に違反したとき。
 - (3) 前2号のほか、甲の責めに帰すべき事由により乙の業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。
2. 前項の場合には、乙は、甲に対して、事前に対象サービスの提供を停止する理由、提供を停止する日及びその期間を事前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後の通知とします。

第9条（サービス利用契約条項の変更・追加・修正）

乙は、乙が対象サービスの提供のために必要であると判断した場合は、甲に実質的な不利益を生じない限りにおいて、事前予告なしに本契約条項及び対象サービスのサービス料金、サービスメニューの変更、追加又は修正を実施できるものとします。なお、変更後の内容については、文書にて報告するものとします。

第10条（知的財産権の帰属等）

1. 対象サービスに係る著作権その他一切の知的財産権は、乙又は原権利者に帰属するものとします。
2. 乙の判断において、対象サービスに係る著作権等が第三者の知的財産権を侵害しているかその可能性がある場合、対象サービスの停止などの必要な措置を講じるものとします。
3. 前項の場合には、対象サービスが停止される時期及びその期間を甲に対し事前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない事由の場合は、対象サービス停止後相当期間内の通知をもって足りるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとします。

第11条（係争処理）

1. 甲及び乙は、対象サービスの提供に関して生じた第三者との係争については、次の各号に従い、請求を受けた当事者が責任をもって対応し、その解決にあたるものとします。ただし、甲が、甲の情報システムを通じて遂行する事業そのものに起因する係争に関しては、乙は一切関知しないものとします。
 - (1) 請求を受けた当事者は、速やかに相手方に対し請求の事実及びその内容を通知し、対応につき協議するものとします。
 - (2) 前号の係争の当事者とならない当事者も、係争の当事者に必要な協力を行うものとします。

- (3) 請求を受けた当事者は、係争処理の進捗状況等を相手方に適宜報告するものとします。
 - (4) 請求を受けた当事者が、相手方に対し、費用負担を求め、又は求める可能性のある場合には、係争処理の進捗状況を報告するとともに、費用負担を求める根拠及び支出を予定する費用の概算及び内訳等を通知しなければならないものとします。
2. 前項にかかわらず、係争の原因が、相手方の責めに帰すべき事由に基づく場合には、その責任の割合に応じ、係争解決のために支出した金銭（弁護士費用等を含む。）を当該相手方に請求することができるものとします。

第12条（対象サービスの提供期間）

1. 対象サービスの提供期間は、対象サービス提供開始月初から起算して年単位の契約とします。ただし、最低利用期間を指定しているサービスについては、当該指定に従うものとします。
2. 対象サービスの提供期間の延長については、個々の対象サービス利用契約満了月の1か月前までに甲が所定の手続を実施することで、継続契約できるものとします。
3. 対象サービスの提供期間は、月途中の開始日又は解約日を指定できないものとします。

第13条（乙の保証及び責任の限定）

1. 乙は、本契約に特に定めるものを除き、対象サービスの提供に際し、明示又は黙示を問わず、瑕疵のないこと、正確性、有用性、商品性及び特定目的適合性並びに第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権その他の権利（以下「知的財産権等」という。）及び営業秘密等の非侵害性を含むがこれに限定されない一切の保証を供しません。
2. 乙が本契約に定める義務に違反し、甲に損害が発生した場合には、乙は甲の被った損害を賠償する責任を負担するものとします。ただし、乙が負担する責任はその原因が乙の故意又は重過失に基づく場合を除き、第4条の利用料金の直近1か月分相当額を限度とします。また、乙が負担する責任は、本契約に明示的に定めるものに限られるものとします。
3. 前項の場合において、乙が甲に対し賠償すべき損害には、次の損害は含まれないものとします。
 - (1) 債務が履行された場合に得られたであろう損害（得べかりし利益の損害）
 - (2) 債務の不履行によって通常生ずべき直接損害以外の損害（間接損害及び特別損害・予見の有無を問わない。）
4. 乙が甲に対し賠償すべき損害には、以下のいずれかの事由に起因又は関連して甲に発生する損害は含まれないものとします。
 - (1) 甲が対象サービスを利用して行うデータ通信
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由によらない、乙の対象サービスに対する第三者による干渉により発生した各種現象
 - (3) 対象サービス利用時の混雑、通信回線の混雑、プログラムの不良又はその他の事情により発生した対象サービス利用上の不具合
 - (4) 天災・火災・騒乱等その他の不可抗力、甲システムの不具合及び通信事業者又はインターネットプロバイダの通信回線の故障その他乙の責めに帰すべき事由によらない事由により発生した対象サービス提供上の不具合

第14条（補償及び免責）

甲は、以下のいずれか一に該当し、これに起因して第三者に対して損害を被らせたときは、自らの費用負担と責任においてかかる損害を賠償し、乙、その役員、従業員、代理人及び関係会社（以下これらを総称して「乙関係者」という。）を、かかる第三者が被った損害に関する訴訟、請求等に起因する一切の損害（弁護士費用を含む。）から免責するとともに、乙関係者に対し、一切の迷惑をかけないことを確約するものとします。

- （1）本契約に違反して、対象サービスを利用した場合
- （2）対象サービスの一部であるソフトウェアを偽造、変造、改竄又は改変した場合
- （3）甲が基本契約条項第4条又は本契約条項第5条に違反していた場合

第15条（輸出等の処置）

甲が、対象サービスに係るシステム又はプログラム・プロダクトを単独で、又は他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品の一部として、直接又は間接に次の各号に該当する取扱いをする場合には、甲は「外国為替及び外国貿易法」の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続をとるものとします。

- （1）輸出するとき。
- （2）海外へ持ち出すとき。
- （3）非居住者へ提供し、又は使用させるとき。
- （4）前3号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

第16条（存続条項）

本契約が終了した場合においても、本契約条項の第4条（利用料金）、第5条（禁止事項）第5項、第6条（一時停止）第1項、第7条（通信利用の制限）、第10条（知的財産権の帰属等）第1項・第3項、第11条（係争処理）、第13条（乙の保証及び責任の限定）、第14条（補償及び免責）、第15条（輸出等の措置）及び本条の定めは、有効に存続するものとします。

Service Level Objective (SLO)

第1条（契約における SLO の範囲）

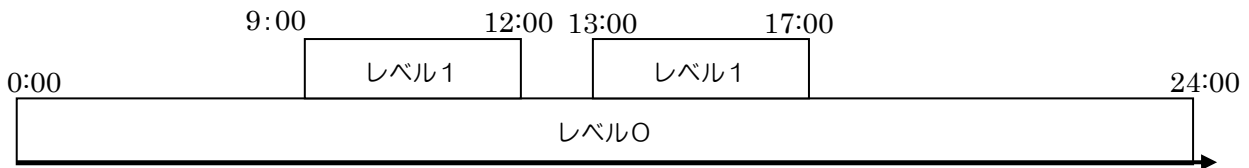
本契約に基づき、乙が提供するサービス業務はサービス仕様書記載事項となります。

第2条（サービス提供時間帯）

本契約に基づき、乙が提供するサービス提供時間帯は、以下のとおりとします。

（1）営業日の定義：乙（本社）カレンダーにしがいます。

（2）サービス時間帯／就業時間帯の定義とサービスレベルは、標準就業時間を、営業日の9:00～12:00、13:00～17:00 とします。



■レベル0：通常サービスを利用できる時間帯

- ・通常サービスが利用可能
- ・監視運用などセンタとしての監視業務を行う
- ・計画停止を本時間帯内に行う

■レベル1：通常サービスを利用でき、必ず乙への連絡が取れる時間帯

- ・通常サービスが利用可能
- ・障害回復などの運用操作対象時間帯

（3）脅威分析の実施は、営業日の9:00～17:00 とします。

（4）脅威分析の受付は、24時間365日@Service24での受付となります。

第3条（SLOの達成状況の報告）

SLOが未達成の場合であっても、乙は甲に対し報告の義務を負わないものとします。

第4条（SLO未達成の場合）

SLOが達成されない場合であっても、乙は甲に対しいかなる補償もしないものとします。

以上